

## 【「経営革新等支援機関」とは？】

こんにちは、副代表の榎本孝史です。  
今回は、「経営革新等支援機関」のご紹介とメリットについて解説をさせていただきます。



### 「経営革新等支援機関」とは？

「中小企業経営力強化支援法」の規定に基づいて、経済産業局長などから認定された支援機関のことで、税理士や会計士、弁護士などの専門家が対象となります。

このたび弊社も税理士法人として認定を受けることになりました。

この支援機関を利用することで、中小企業の経営を財務面から改善する制度として期待されており、さまざまなメリットが用意されていますので簡単にご紹介いたします。

### ■税制上のメリット

#### 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

卸売業、小売業、サービス業などの設備投資を応援する税制で、償却資産を購入するときに「**取得価格の30%の特別償却**」又は「**取得価格の7%の税額控除**」(どちらかを選択)ができる制度です。

- ①: **青色申告書**を提出する中小企業等(資本金)であること(一定の個人もOK)
- ②: 認定経営革新等支援機関などから**経営改善に関する指導**及び助言を受けたもの
- ③: **建物付属設備(1台 60万円以上)**または**器具・備品(1台 30万円以上)**を取得した場合
- ④: 7%税額控除を選択する場合は**資本金が 3,000万円以下**の中小企業者等であること
- ⑤: 適用期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

### ■融資関係のメリット

#### 信用保証協会からの保証料を引下げ(概ね 0.2%) (経営力強化保障制度)

- ① 認定経営革新等支援機関などからの支援を受けていること
- ② 自ら事業計画の実行と進捗報告を行う中小企業者であること

#### 経営支援型セーフティネット貸付・借換保証制度

一時的に業績が悪化している中小企業・小規模事業者に対して、日本公庫・商工中金が融資を行う制度で、基準利率よりも最大 0.6%の金利引き下げを受けることができます。

- ① 運転資金による利用であること
- ② 認定支援機関等の経営支援を受けること

### ■補助金のメリット

補助金については若干レアケースになりますが以下のような制度があります。

#### 商業ものづくり中小企業・小規模事業者 試作開発等支援補助金

主に製造業を対象とした、競争力や技術力の強化を促進するための補助金制度

#### 経営改善支援 経営改善にかかる費用を上限 200 万まで負担してもらえる制度

#### 創業補助金制度(地域需要創造型等起業・創業促進補助金)

女性や若者の地域での起業、後継者の新分野への挑戦、海外需要を獲得、などを応援するための補助金

今回は、「経営革新等支援機関」について解説させて頂きました。スタートして間もない制度で適用要件が複雑なものもありますので、まずは適用を受けられるかどうか「中小企業庁」のホームページをご確認いただくか、弊社担当者にお気軽にお尋ねください。

(副代表・コンサルティング事業部／榎本 孝史)